

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 令和元年9月26日・東京都条例第52号

1 概要

(1) 改正理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第12号）の施行に伴い、手数料の額を改定するほか、規定を整備する必要がある。

(2) 改正内容

ア 条例別表に規定する手数料の額を改める。

名 称	申請方式	額（改正前）	額（改正後）
液化石油ガス設備士 試験手数料	書面受付	20,700 円	21,400 円
	インターネット受付	20,200 円	20,900 円

イ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）の改正に伴い、本条例において引用している法律名及び条番号を改める。

2 施行日

1（2）アについて、令和元年10月1日

1（2）イについて、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条本文に規定する政令で定める日

3 問合せ先

環境局環境改善部環境保安課

直通 03-5388-3541

内線 42-432